

学校法人 都築学園

ハラスメント防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人都築学園における教職員及び学生が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、就学、就労、教育又は実習等（以下「就学・就労」という。）を健全で快適な環境の下に遂行できるよう、セクシャルハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 セクシャル・ハラスメントとは、相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与える、学習、教育・研究又は就業環境を悪化させることをいう。

- 2 アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究の場における地位又は 権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させ、又は学習・研究環境を悪化させることをいう。
- 3 パワー・ハラスメントとは、職場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の就労意欲を低下させ、又は労働環境を悪化させることをいう。
- 4 ジェンダー・ハラスメントとは、性別意識に基づく言動により、相手方に不快感その他の不利益を与える、教育・研究、学習及び労働環境を悪化させることをいう。
- 5 「その他のハラスメント」とは、前各号の以外の不適切な言動であって相手方に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

(理事長等の責務)

第3条 理事長は、学園のハラスメントの防止及び対応に関する事務を統括する。

- 2 事務局長は理事長を補佐し、学園のハラスメントの防止に努めるとともに、これに関する問題が生じた場合に適切に対応するものとする。
- 3 学園の設置する各学校の長は教職員に対し、この規則の周知徹底を図り、ハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に、適切に対処するものとする。

(教職員の責務)

第4条 教職員はハラスメントに該当する行為をしてはならない。

(防止委員会)

第5条 法人及び各学校にハラスメントの防止及び被害救済の適切な対応を図るため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置するものとする。なお学校で設置できない場合は学園本部等の委員会を準用する。

- 2 防止委員会は5人以上の防止委員をもって組織する。
- 3 防止委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ防止委員の互選によって選任する。
- 4 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が不在の時は、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、報告又は意見を聴取することができる。

(防止委員会の任務)

第6条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止に係る調査及び情報収集に関する事。
- (2) ハラスメントの防止に係る啓発及び研修に関する事。
- (3) 具体的なハラスメントが起きた場合の相談、調査委員会の設置、被害者の救済、再発防止策の検討に関する事。
- (4) 相談員の研修、相談マニュアルの作成、教職員に対する相談員の周知・徹底、その他相談窓口に関する事

- 2 防止委員会は、前項の任務について、必要に応じて理事長に報告及び進言するものとする。

(防止委員の任期)

第7条 防止委員の任期は2年とする、ただし、次条に定める補充の防止委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 防止委員は、再任されることがある。
- 3 防止委員は、任期満了の後でも、後任の防止委員が選任されるまで引き続きその職務を行う。

(防止委員の補充)

第8条 防止委員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充するものとする。

(相談窓口及び相談員の設置)

第9条 法人及び各学校等にハラスメントに関する相談及び苦情処理のための相談窓口を設置し相談員を置くものとする。

- 2 相談員は、教職員の中から防止委員会委員長が指名する若干名をもって充てる。相談員は男女各1名以上を含むものとする。

- 3 相談員は、相談及び苦情の受付に当たるとともに、防止委員会に報告する。ただし、相談内容を報告するときは相談者の同意を得るものとする。
- 4 相談員は、ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者のプライバシー、名誉及び人権に十分配慮しなければならない。また、被害者の意思を尊重し、事情聴取等により知り得た情報の保護に努めるものとする。

(調査委員会)

第10条 防止委員会は、ハラスメントの具体的事案に対し、事実に関する調査が必要と認めた場合は調査委員を指名し、調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会は、調査結果を防止委員会に報告する。
- 3 調査委員会に関し、必要な事項は別に定める。
- 4 理事長は、必要と認めた場合、学園外の専門家に調査委員を委嘱することができる。

(不利益取り扱いの禁止)

第11条 何人も、ハラスメントに対する苦情の申し出、当該苦情等に係わる調査への協力その他セハラスメントに対する教職員（学生）の対応に起因して当該教職員（学生）が就学・就労において不利益な取り扱いをしてはならない。

(二次被害の防止)

第12条 相談者が当該相談及び調査に際して、相談員、防止委員及び他の教職員から精神的苦痛を受けるなどの二次被害がないよう注意しなければならない。

(遵守事項)

第13条 当事者及び関係者は、相談、事情聴取に際しては真実を述べ、偽りの申し出をしてはならない。

- 2 行為者又はその関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し出した者並びにその関係者に対して、報復的行為その他の不利益な取り扱いをしてはならない。
- 3 この規程に係る委員、相談員及びその他の手続きにおいて関係する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知りえた情報を他に漏らさないこと。
- (2) 職務の遂行に当たって、当事者及び関係者の名誉、プライバシーの人権を不当に侵害しないこと。
- (3) 当事者及び関係者がハラスメントに関し相談したこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取り扱いを行わないこと。

(事務の所掌)

第14条 この規程に関する事務は、法人本部給務課が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。

セクハラ防止規定は平成27年5月31日をもって廃止する。